

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
東高等学校	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われているものが2件あった。</p> <p>契約名称：機密文書裁断処理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約期間：令和7年2月25日から同年3月31日まで</li> <li>2 経費支出変更伺書の起案日：令和7年4月2日</li> <li>3 経費支出変更伺書の決裁日：令和7年4月2日</li> <li>4 支出負担行為変更額：24,200円</li> </ol> <p>契約名称：府立学校におけるコピー代金の経費支出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約期間：令和4年4月1日から令和7年6月30日まで</li> <li>2 経費支出変更伺書（注）の起案日：令和7年4月9日</li> <li>3 経費支出変更伺書（注）の決裁日：令和7年4月9日</li> <li>4 支出負担行為変更額：30円</li> </ol> <p>（注）令和6年度分</p>	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b> （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b></p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>3 電子契約システムにより経費支出伺書を作成（システムと財務会計連携機能を用いる場合に限る。）する時期は、契約の締結後速やかに作成しなければならない。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月7日）